

社会福祉法人葛城市社会福祉協議会
福祉車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉車両を貸出すことにより、利用者の生活意欲の促進、並びに在宅福祉や社会参加の促進、地域福祉推進に寄与すること、また、地域での支え合い活動を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会(以下「社協」という。)とする。

(利用者)

第3条 この事業の利用者は、社協の会員で、次の各号に定める者とする。

- (1) 葛城市に居住し、移動に関する支援が必要な者
- (2) 市内で支え合い活動を実施する者

(貸出の対象条件)

第4条 貸出の対象となるのは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 医療機関及び公的な機関に赴く場合
- (2) 地域のイベント等、自立支援につながる社会活動に参加する場合
- (3) 地域福祉推進事業の開催に必要とする場合
- (4) 買い物等のための外出
- (5) 地域活動(サロン)等への社会参加のための外出
- (6) その他、会長が必要と認めた場合

(利用申請)

第5条 この事業を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福祉車両貸出使用申請書(様式第1号)により社協事務局に提出しなければならない。

(実施方法)

第6条 この事業は次の方法で実施する。

- (1) 運転手については、利用者(又は申請者)確保し、満18歳以上で普通自動車運転免許証保持者とする。

(使用料)

第7条 福祉車両の使用料は無料とする。

~~2 前項の規定にかかわらず、申請者は、ガソリン代を負担しなければならない。~~

(申請者等の責務)

第8条 申請者及び運転手は、次の各号の責務を負う。

- (1) 貸出車両の申請者及び運転手は、貸出車両の使用方法を厳守して利用しなければならない
- (2) 貸出車両の申請者及び運転手は、貸出車両の利用日時を厳守し、遅滞の場合は必ず(☎0745-48-3373)まで連絡しなければならない
- (3) 貸出車両の運転手は、交通法規を厳守し、安全運転に心掛けなければならない
- (4) 貸出車両は、利用者を搬送するものであって、物品など利用目的以外の用途で使用してはならない。
- (5) 申請者及び運転手は、その責に帰すべき理由により自動車を破損し、または滅失したときは、賠償しなければならない

(責任補償)

第9条 利用者は、福祉車両の利用を希望する場合、万が一の事故等のために社協が加入している保険内容を承諾の上、福祉車両の利用をするものとする。

2 福祉車両の利用により事故が発生した場合の補償は、社協が加入している自動車任意保険の補償認定の範囲内とし、社協はそれ以上の補償及び本要綱に反した場合は、一切の責任を負わないものとする。

3 車いすでの事故やケガについて、本会では一切の責任を負わないものとする。

(許可の取消)

第10条 社協は次の各号の事由により貸出車両許可を取消することができる。

- (1) 申請者が、虚偽の申請をおこなったとき
- (2) 災害等で運行に危険が生じると判断したとき
- (3) 貸出許可車両が貸出不能になったとき
- (4) その他使用することが適当でないと認める行為をしたとき
- (5) (1)～(4)の事由により生じた申請者等の損害については。社協は一切保証しない

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。